

公庫におけるお客さまの情報の取扱いに関する同意事項

1 お客さまの情報の利用目的

この借入申込書および提出書類によりご提供いただきましたお申込人(法人の場合は代表者の方を含みます。)、そのご家族(法人の場合は代表者の方のご家族)および予定連帯保証人の方の情報の利用目的は次のとおりといたします。

なお、予定連帯保証人ご本人さまに利用目的についてのご同意をご確認ください。ご契約時には、連帯保証人ご本人さまに利用目的についてのご同意を書面にて確認させていただきます。

- ① お客さまのご本人の確認(融資制度等をご利用いただく要件等の確認を含む。)
- ② ご融資のお申込の受付、ご融資の判断およびご融資後・お取引終了後の管理
- ③ ご契約の締結、法律等に基づく権利の行使や義務の履行
- ④ アンケートの実施等による調査・研究および参考情報の提供
- ⑤ 融資制度等のご案内のためのダイレクトメールの発送等(任意)
- ⑥ ご質問、お問い合わせ、公庫からの照会その他お取引を適切かつ円滑にするための対応

⑤の利用目的の同意につきましては、任意です。同意されない方は、次のチェック欄□に✓印を付けてください(お借入の可否の判断には関係ございません。)

☐ 公庫が⑤の利用目的で利用することに同意しません。

2 個人信用情報機関の利用・個人信用情報機関への登録等

- ① 公庫は、公庫が加盟し利用・登録する個人信用情報機関(注の1)(以下「加盟信用情報機関」といいます。))および同機関と提携する個人信用情報機関(注の2)(以下「提携信用情報機関」といいます。))に対し、氏名、生年月日、住所、電話番号等のお申込人本人(法人の場合は代表者本人。以下同じ。))を特定するための情報を基に、信用情報(a. 信用情報機関に加盟する事業者から提供された契約内容・返済状況等の情報、b. 信用情報機関が収集したそれら以外の情報、及びc. 信用情報機関が保有する情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報及びその関連情報をいいます。以下同じ。))を照会し、支払能力・返済能力の調査に利用させていただきます。

- ② お申込人本人を特定するための情報及びお申込の事実は、加盟信用情報機関に6ヵ月間登録されます。

- ③ 加盟信用情報機関は、保有する信用情報を、信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理並びに信用情報の分析等の処理及びそれに基づく数値等の情報の算出に利用するほか、同機関の加盟事業者に信用情報(a、b及びc)を、提携信用情報機関の加盟事業者へ信用情報(a)を提供し、各加盟事業者は、支払能力・返済能力の調査にそれを利用します。

(注)個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用方法等(株式会社シー・アイ・シーにあっては、同社が実施する「クレジット・ガイド」を含みます。))は、各機関のホームページに掲載されています。

- 1 公庫が加盟し利用・登録する個人信用情報機関 株式会社 シー・アイ・シー (<https://www.cic.co.jp/>) [TEL 0570-666-414]
- 2 前1の機関と提携する個人信用情報機関 全国銀行個人信用情報センター(<https://www.zenginkyo.or.jp/picic/>) [TEL 03-3214-5020]
株式会社 日本信用情報機構 (<https://www.jicc.co.jp/>) [TEL 0570-055-955]

連帯保証に関するご案内

重要な事項が記載されておりますので、次の連帯保証に関するご案内をお読みください。

① 連帯保証人の責務	借主の方に約定どおりご返済いただけない場合、借主の方に代わり、連帯保証人の方にご返済いただくことになります。
② 連帯保証人の特徴	連帯保証人の方は、次の事由がある場合においても公庫からのご返済の請求を拒むことはできません。 ア. 公庫が借主の方へご返済の請求を十分に行っていないこと。 イ. 借主の方が資産を所有していること。
③ 連帯保証人の責任の範囲	複数の連帯保証人の方がいる場合であっても、連帯保証人の方それぞれが、お借入金、利息および損害金(以下「お借入金等」といいます。))ならびにお借入金等から生じる一切の債務の全額について責任を負担することとなります。
④ 連帯保証契約前の承諾事項	・借主の方は、契約締結時までに、連帯保証人の方に借主の方の財産および収支の状況等の内容について情報提供することが法律で定められています(民法第465条の10)。 ・連帯保証人の方は、借主の方から、借主の方の財産および収支の状況等の内容について確認するために必要な資料の提供を受け、ご承諾いただいたうえで、連帯保証していただきます。

添付書類のご案内(個人と法人でお申込時に必要な書類が異なります。)

個人営業の方	・最近2期分の申告決算書
法人営業の方	・最近2期分の確定申告書・決算書(勘定科目明細書を含む。) ・最近の試算表(決算後6ヵ月以上経過している場合または事業を始めたばかりで決算を終えていない方)
生活衛生貸付をお申込みになる方	上記のほか、原則として都道府県知事の「推せん書」(設備資金の申込金額が500万円以下の場合には不要です。) または「振興事業に係る資金証明書」
はじめてご利用になる方	・企業概要書 ・運転免許証(両面)、マイナンバーカード(表面のみ)またはパスポート(顔写真のページおよび現住所等の記載のあるページ) ・法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本(法人営業の方)
電子契約サービスをはじめてご利用になる方	・日本公庫電子契約サービス(国民生活事業)利用申込書 ・送金先口座の預金通帳コピー(表紙・見開き1ページ目)(注) (注)返済口座としてご利用中の預金口座を送金先とする場合は不要です。

☆ これから創業する方や創業直後で決算がお済みでない方は、創業計画書が必要です。

創業計画書の様式は、ホームページに掲載しておりますが、お客さまご自身が作成されたものでも結構です。

なお、創業計画書をご提出いただく場合、企業概要書のご提出は不要です。

☆ 設備資金の場合は見積書、担保の提供をご希望の場合は不動産の全部事項証明書または登記簿謄本等が必要です。

☆ 飲食店などの許可・届出等が必要な事業を営んでいる方は許認可証が必要です。

(このお申込書および法人の履歴事項全部証明書等はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。)